

● ニコ事件

知財高裁 R4.4.25 R3(行ケ)10148 審決取消請求事件(菅野雅之裁判長)

第 3 類、第 5 類を指定商品とする図案化された本願商標「natural baby shop／nico(図)」（右上）が、引用商標「NICO／ニコ」（右下）により拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。



一見たところ、外観は大きく異なるものの、両商標とも「ニコ」の称呼が生ずるし、観念的に識別できる点もないので、両商標の類似性を争うことは非常に難しいように思われる。

NICO
ニコ

而して原告の主張は、本願商標中「o」の文字のイラスト部分は笑顔であることから、「nico」から生じる「ニコ」の称呼とで「にこにここと笑う」という共通の印象を与えるものであり、「nico」ないし「ニコ」の文字を含む商品が多数存在し、登録商標等も合計 30 件あることから、該文字は必ずしも強い印象を与えるものではないのに対して、本願商標のイラスト部分は独自性を有するので、出所識別標識として強い支配的な印象を与えることを前提とした類否判断をすべきであると主張した。

これに対して判決は、本願商標の指定商品と同一又は類似する商品では、「nico」ないしは「ニコ」の文字が使用されている商品は 2 件しかなく、「nico」ないしは「ニコ」が識別機能が弱いとはいえないし、「o」の文字を顔を表すように図案化することも一般的に慣用されていて、「o」の上部のイラストも特異なものではなく、特定の観念も生じないので、一般消費者がイラスト部分にことさら着目し、それにより特異な観念が生じ、識別標識とし強い支配的な印象を受けるとは認め難いとして、原告の主張を斥けた。

その結果判決は、本願商標と引用商標とでは、「nico」「NICO」のつづりは同一であり、外観上も紛らわしく、「ニコ」の称呼も同一であり、観念において比較することはできないので、誤認混同のおそれのある類似商標であると結論した。

なお原告は、本願商標を付した原告商品について、引用商標その他の第三者商標と混同したような内容の問い合わせがないことを「取引の実情」として主張したが、判決は、考慮すべき「取引の実情」とは、当該指定商品についての一般的、恒常的なものを指し、該商標が現在使用されている商品についてのみの特殊的、限定的なものを指すものではないとして、原告の主張を斥けた。